

軍学共同に反対する
日本科学者会議近畿地区シンポジウム記録

日時：2016年12月3日（土）午後1時～3時30分

場所：大阪大学豊中キャンパス

【シンポジウム要旨】

12月3日大阪大学豊中キャンパスで標題のシンポジウムを、JSA近畿地区主催で開催した。池内 了さん（名古屋大学名誉教授）が「軍事に奉仕する科学になってよいのかー軍学共同に抗して」を講演。参加者は、41名。

（池内さん講演要旨）

2013年12月の閣議で国家安全保障戦略と防衛計画大綱が決まり、防衛（軍事）技術の開発のために、大学や研究機関との連携方針が出された。「安全保障技術研究推進制度」が作られ、大学・研究機関の個人に研究費を出して装備品の開発を行う。募集では、基礎研究であることが強調されているが、数年後に防衛装備庁の研究所に成果が引き取られ、装備化する。募集の研究テーマは防衛省から提示される。例えば「メタマテリアル」、これは戦闘機の翼や胴体に塗ってレーダーに補足されにくくする。「昆虫サイズの小型飛行機」は、小鳥からハエくらいのサイズの飛行体を作り、その中に生物・化学兵器を仕込んで飛ばすと考えられる。2015年度は3億円の予算、応募が109件、採用された大学は東京工大、東京電気大、神奈川工科大、豊橋科学技術大の4件。豊橋科学技術大学学長は学術会議会長の大西 隆氏。この大学からの提案は、「ナノファイバーによる有害物質の毒性吸着特性評価」であり、毒ガス、生物兵器を想定している。16年度の予算は2倍の6億円に増えたが、応募総数は激減し44件、その中に北大、東京農工大、大阪市大、東京理科大、山口東京理科大が採択された。大阪市立大学は「多孔性ナノ粒子集合体」ー毒ガス吸着分解の集合体の研究。17年度予算案は110億円に増額。研究成果は原則公開と書いてあるが、事前にプログラムオフィサーの承諾が必要。

大学が機関として毅然とした姿勢を示すべき。新潟大学では、大学の行動規範に「軍事に寄与することを目的とする研究は行わない」を出した。最近、関西大学が「学内研究者の安全保障技術研究推進制度への応募を認めない。他大学の申請の共同研究者に名を連ねない。」等という画期的な倫理規定を定めた。京大と立命館大、龍谷大が規範として打ち出し、学長交渉等で確認している、或は確認しよ

うとしている。東大は、憲章で「世界の公共性に奉仕する大学」「世界の知識の発展のために尽くす大学」としている。この制度に応募できる人間は日本国籍に限られると書かれているが、日本国籍に限られるような募集には応募できないと言う理由で、応募していない。

日本学術会議は 1950 年に「戦争を目的とする科学の研究には今後絶対に従わない決意」を表明。67 年に「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を出した。しかし、現在、大西会長が率先して、「専守防衛が国是になり国民も望んでいる、科学者がこれに寄与するのは当然、防衛のための軍事研究は許容される」と発言。これに会員から強いクレームが出て、「安全保障と科学に関する検討委員会」が発足。本来、学術を行うものは世界の平和と人間の幸福に貢献するという原点を守るべき、時代と共に変えるようなものであってはならない。「民生研究、軍用研究の区別がつかないからよい」という論理があるが、これは、資金、目的、公開性によって区別がつく。国立大学は研究費の削減で困っている。新潟大学の研究室の経常予算は年間 2.7 万円～30 万円しかない。ここに問題の根がある。経常研究費を増やす必要がある。

池内さんの講演の後、木戸衛一さん（大阪大学国際公共政策研究科）、西牟田祐二さん（京都大学経済学研究科）、河かおるさん（滋賀県立大学人間文化学部）に各大学の状況をお話し頂いた。

I . 「軍事に奉仕する科学になってよいのか－軍学共同に抗して」

講演：池内 了(名古屋大学名誉教授)

紹介いただきました池内です。軍学共同反対の連絡会の共同代表ですが、今日の話はこれまでの軍学共同の進展状況をお話しすると共に、これから1～2ヶ月の間が非常に重要である、日本学術会議の動きについてお話ししたいと思います。さらに、阪大も含めて大学の現場で何が出来るかということにも可能なら触れたいと思います。今紹介していただきました様に、本を2冊用意しました。岩波ブックレット『兵器と大学』と岩波新書『科学者と戦争』で、消費税無しで販売します。

はじめに

11月18日に日本学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会」(第6回)で、防衛省側から出してきた資料をうまく使いながら話してみたいと思います。

軍学共同と武器輸出は、じつはセットで安倍内閣が本格的に軍事化路線の中で進めようとしていることです。武器輸出については2014年4月に「防衛装備移転3原則」なるものが閣議決定されたわけですね。「武器輸出3原則」が「防衛装備移転3原則」という、実に“いやらしい”、“奇妙な”言い方になりました。「防衛装備」とは、防衛省の用語では“武器および武器に関わる技術”を意味します。だから武器輸出の代わりに防衛装備移転といういかにも“柔らかい”言葉で、それまでの武器輸出を「原則禁止＋例外措置(アメリカなど)」から「原則許可＋例外的に禁止(紛争当事国など)」という180度反対方向で武器輸出を認めるということになりました。これに関しては、『武器輸出大国ニッポンでいいのか』(あけび書房)という本に書いているので是非とも読んでいただきたい。

軍学共同の閣議決定

もう一つは軍学共同であります。「国家安全保障戦略」とか「防衛計画大綱」は2013年の12月17日の閣議決定なのですが、その直前の12月3日に秘密保護法が決定されました。軍国主義を進める決定

が矢継ぎ早に出されたわけです。その中で、軍学共同を具体的に進めるとするのが「防衛計画大綱」で出されました。この大綱には「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る」ということが書かれているんですね。これは「軍と学」との共同の呼びかけで、一つは「国内研究機関との技術交流」ということが書いてある。もう一つは「大学、独立行政法人の研究機関、企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するため安全保障技術研究推進制度を作った」ということで、企業も含む大学・研究機関の個人に研究費を出して装備品の開発に取り込んでいくという、その2点を明確に出しているわけです。

今日お話しするのは軍学共同の面で武器輸出の話はしません。私たちが「軍学共同」と呼んでいて、防衛省・自衛隊と大学・研究機関が共同して防衛装備品の開発研究を行うというと対等な関係のように見えますが、そうではありません。防衛省が何億も金を出すわけで、研究者を委託研究に誘い込むというか、大学・研究機関を軍事研究の下請け機関とするということです。“共同”という言い方は皮肉という意味で使っているわけです。

でそこに、技術交流と安全保障技術研究推進制度が乗った訳ですね。今日は深くは触れませんが、技術交流は実はもっと前から始まっていて、かなり防衛省が各研究機関に食い込んでいるという実態があります。ここに示した東京新聞の記事にありますように2004年に始まったのですが、最初の9年間は1年あたり1~2件で推移していたものが、さきほどのデュアルユース技術が防衛大綱で言われて以来、2013年に14件、2015年になると23件もの技術交流が行われています。技術交流というのは、防衛省と大学や研究機関とのノウハウ技術の交流、技術の情報交換ですね。後で資料を見ていただければ解りますが、たとえばJAXA（宇宙航空開発研究機構）が様々な（6件）技術交流を行っています。こういう技術の交流を通じて将来装備化される、そういう開発研究の下相談が行われているのです。技術交流の場合はまだ予算のやりとりはないようで、まさに情報交換という形で進められています、これによってかなりの機関が取り込まれていっているということです。

安全保障技術研究推進制度

もう一つが安全保障技術研究推進制度で、これに関しては11月18日に防衛装備施設庁が用意したものがあります。パンフレットに少し手を加えたもので、ここに重要な情報がいくつも書かれています。その1つ、1番上に書かれているのは防衛装備品開発研究の基礎的な技術を開発するという風に書かれていることです。これが研究者を騙す1つで、要するに基礎研究であるということをえらく強調しているのです。直ちに防衛装備化するわけではないということです。それがまず1点。2点目はこの防衛装備庁と採択された研究者との間のやりとりの関係があります。そして3点目はいわゆるデュアルユース技術を防衛省がどう考えているかということ。そして4点目が現実に行われている、2015年度で3億円、2016年度で6億円であった予算が、2017年度の概算要求でなんと110億円要求されていることです。この4点の重要な情報がこの1枚の紙に入っているわけです。

(基礎研究か?)

それを少し詳しくみます。まず第1点、防衛装備品の開発に関して先ほど基礎研究であるということを強調していると言いました。これは科学者達にとって自分たちは直接の装備の開発をやっているのではないという“安心感”を与えようとして、基礎研究・基礎技術の開発に過ぎないんだということを防衛省が強調しているんですね。しかしながら、この防衛装備庁が用意した“装備品の研究開発の流れ”の表を見ますと、安全保障技術研究推進制度で基礎技術を進める段取りが描かれています。まず募集するわけですね。それで3年間なり、将来は5年間なりになるかもしれませんが、新しい提案を基礎研究として受け入れて、その後防衛装備庁の内部にある研究機関の研究者達がそれを引き取って応用研究・研究開発を継続して行い、実用化・事業化という方向に進んでいく。そして最後に装備化する、こういう段取りを彼らは考えているわけです。

ということは、防衛省が“これは基礎技術でありますよ”、“基礎技術ですよ”とは言っているのですが、それは必ず装備化に向かって行く第1ステップなのです。明らかに装備化を前提とした提案の採択である

ということです。一般的に基礎研究とは、大隈さんが強調しておられるように、直ちに成果が出るもの、役に立つものではないけれども、非常に基礎的な課題をじっくり時間を掛けて研究することですが、そういうテーマではないわけです。明らかに装備化を前提として、順を踏んでこういうふうに装備開発をやっていきますよということが書かれているわけです。防衛装備庁には4つの研究所があります。陸・海・空ともう1つは電子装備研究所です。なんと全部で600人くらい研究者がいる、博士号を持った人間です。そういった人たちが後を引き取って実証研究・実用化まで進んでいくのです。だから基礎研究だからといって甘く見てはいけませんよ、というのがまず第1点です。

（委託研究の流れ）

第2点目は防衛装備庁とのやりとりの過程です。安全保障技術研究推進制度の段取りは、防衛省（防衛装備庁）からテーマが提示されますね。そのテーマにおいて研究者が提案（応募）をする、そしてそれが審査委員会にかけられて採択が決まり、3年間で各年に上限3000万円、間接経費が30%ついて約3900万円の予算がつくという流れになっているわけです。まずこの研究テーマを見てください。20件出ているわけですが、こういうものを見るとまさにどのような装備に使うかと言うことがすぐ想像できます。“メタマテリアル”なんてよくわからない言葉ですが、ステルス戦闘機は電波を乱反射してレーダーにかからないようにしてあるけれども、メタマテリアルを戦闘機の翼や胴体に塗ってレーダーに捕捉されにくくしようというものです。あるいはこの“昆虫サイズの小型飛行体”とありますが、小さい小鳥～ハエ・蚊くらいのサイズの飛行体を作って、その中に生物・化学兵器を仕込んで飛ばすと考えられます。たたいも殺虫剤をまいても死なないですね（笑）。こういうものがテーマとして提示されています。

これは重要なことなんです、採択されると防衛省からの委託研究は各研究機関に委託されます。提案者は研究受託者（代表者）として研究を請け負うだけです。たとえば阪大の研究者が提案を出したとすると、阪大の学長が防衛省と契約を結ぶことになる訳です。それを提案した科学者が研究受託者となるわけで、つまり研究機関

を具体的に取り込むということを考えているのです。おもしろいのは研究費の支払いで、委託費は原則立て替え払いで研究終了後支払うとなっています。何故こんなややこしいことをするかというと、おそらくこれは第2次大戦の時に、ドイツや日本で軍事研究を行うと研究者が言って軍から資金を得て、実際は自分のやりたい基礎研究をやったということ、2枚舌が多かったんですね。それを防衛省は警戒しているんじゃないかと思います。で、個人で3000万円の立て替え払いは難しいから、機関が代わって仮払いするということになるのでしょうか。

もう一つ重要なことは、プログラムディレクターという偉いさんがいて全体を統括し、その下にプログラムオフィサーが防衛省から派遣されて研究受託者の状況を把握し、必要なサポートを実施すると書いてあります。要するに研究の進捗状況やお金の使い方をチェックする、というわけです。そういう人間が堂々と大学の内部に入って、研究内容に干渉できるというシステムにしようというわけです。プログラムオフィサーが熱心であればあるほどより熱心に干渉して防衛省寄りの研究内容になって行くであろうということは大体想像がつくわけです。あとで述べるように、公開の問題についてはプログラムオフィサーの存在が非常に大きく関係してきます。

（デュアルユース問題）

3点目のデュアルユースの問題も触れておきましょう。デュアルユースという言葉はいかにも“こぎれいな”言葉です。ある技術が軍事利用にも民生利用にも両様に使える、もともとの意味はそういうことです。軍民両用技術、つまり軍事と民生の両用技術、あるいは軍民転換技術。軍事技術から民生技術への転換、あるいは民生技術から軍事技術への転換できるという意味です。デュアルユースと曖昧に言うのではなく、軍民転換技術あるいは軍民統合技術というふうに、軍事と民生の両方に関係するということを強調した方がいいのではないのでしょうか。

防衛省はちょっと違う考えのようであります。デュアルユースの一つは、防衛省においては将来装備に向けた研究開発で活用、つまり我が国の防衛、災害派遣、PKOなどの国際貢献等に使うことです。南スーダンのことを考えますと、ドンパチやることも含め現場で使

われる技術です。もう一つは、民間利用をすると彼らは言うんだけど、民間利用は民生分野で活用（委託先）と書いてあるのみです。そして、本研究で得られた成果が広く民生分野で活用される事を期待しますというわけで、実際には民生技術に関しては民間で勝手にやって下さい、私たちは軍事利用、将来装備の活用に向けて全力を挙げますから。要するに、軍事・民生の両面に使える（デュアルユース）と言いながら、結局のところは自分たちの軍事利用を優先する、軍事利用がもっぱらの目的であるということをはっきりと言っているのです。

研究者側のデュアルユースのとらえかたは、軍事にも民生にも双方に使えるんだからいいじゃないか、研究現場ではどちらとも決まらないのだからというものです。それに対する反論は後で言いますが、防衛省の言うデュアルユースはやはり軍事利用に大きく偏っていて、民生利用にはほとんど念頭にはないということを押さえておいていただきたい。

（2015年の応募状況）

2015年に始まったときは3億円の予算で、なんと応募総数が109件もありました。採用されたのは9件だけですから10倍以上の競争率でした。大学からは58件も出され4件採択されました。東京工大と東京電気大、神奈川工科大、豊橋科学技術大です。あとは研究機関が3件と企業はパナソニックと富士通です。企業は多分基礎開発研究費を稼ぐために出したと思われれます。ここで着目されるのは東京工大で、露骨な軍事目的以外の研究ならかまわないというガイドラインを、すでに2007年に作っています。だから、東京工大は以前から米軍資金を入れています。

もう一つ豊橋科学技術大で、ここの学長は現在の日本学術会議の会長の大西隆という人です。この提案を採択したということは、防衛省として日本学術会議に食い込もうという意図が露骨に見えますね。豊橋科学技術大の提案は「ナノファイバーによる有害物質の毒性吸着特性評価」で、これは何かといいますと、顔に被るマスクの表面に吸着物質を塗り付けておくと、たとえば化学工場で火事が起こった時に有害物質がモウモウと出ます、あるいは炭鉱とか鉱山で事故が起きると有害ガスが出ます。それらをマスクに塗った物質が

吸着してくれるので安全である。安全性を高めるために、より多くの有毒ガスを吸着できる物質を開発しよう、というのが彼らの提案です。これは当然ながら毒ガス戦争で使うことが想定されていることは明らかです。現在の戦争は国と国との戦争というよりは、国とゲリラとの間の戦争になったというのはほとんど常識でしょう。ゲリラたちが使うのはまさに化学兵器、あるいは生物兵器つまり BC 兵器です。だからそれ用のマスク、それ用の吸着物質の開発をしようというわけです。当然ながらそのためにはテストをする必要がありますから、日本の中では、明らかに化学物質の毒ガスの研究も合わせて行われていることは明らかでしょう。毒ガスの研究を行う中で、どれくらい吸着するかをテストする、まさに毒ガス戦争を想定していると思いますね。

(2016 年の応募状況)

2016 年の応募を見ると応募数は激減しました。44 件です。採択された課題で注目されるのは、旧帝国大学の一つである北大の提案が採択されたことです。これも明らかに北大と言う大きな大学に狙いをつけた採択ではないか。要するに大きな大学からの応募をどんどんいれていくということで北大が取り込まれてしまったと思われまます。北大以外に東京農工大、大阪市大、東京理科大、山口東京理科大の 4 大学が採択されているのですが、大阪市大の提案は「多孔性ナノ粒子集合体」です。やはり毒ガス吸着分解のためのナノ粒子集合体の研究で、これも先ほどの毒ガス吸着物質の開発とよく似ており、明らかに毒ガス戦を想定した装備開発を防衛省は考えていることが伺えます。もう一つは、やはり水中のドローン、つまり水中無人移動体で、いま空のドローンである無人飛行機・無人戦闘機で沢山の人を殺していますが、今度は水中＝海中を動くドローンです。要するに無人潜水艦・無人魚雷の開発で、これに関連して水中移動体あるいは海中小型アンテナの研究、2015 年には海中ワイヤレス電力伝送技術の開発、安定した海中光通信の開発が採択されています。要するに海中・水中でのドローン開発と毒ガスというのが、いま防衛省が着目している技術であるという風に想像しています。

（成果の公開の問題）

ここで防衛省の募集で、研究者側がよく使う言い訳は、公開できる、公開の自由があるということです。私は、これはじつに馬鹿げた解釈だと思うのですが、例えば大西会長などは公開が出来るのだから良いだろうとおっしゃるのです。公募要領を見ますと実に曖昧模糊としている書き方で、干渉して公開できなくさせるという手が打ってあります。

一番はじめのところに、「成果の公開を原則としております」と書いてあるので、みなさんは成果が公開できるのだとおっしゃるのです。しかし、「原則」ですよ。原則は誰が作るのか、どんな原則か、原則には必ず例外があるのがどうなのか。要するに原則としているということであって、「公開は自由である」ということではないのです。公開の自由を認めているなら「成果の公開は完全に自由です」と書くべきです、本来は。しかし、原則ですから、何らかの「原則」が適用されるのです。

さらに、例えば「本制度のポイント」の部分では、「成果の公開を原則とします」とはあるのですが、研究期間中の成果の公開については、「事前に防衛装備庁に届けていただくこととしています」となっている。必ず発表の前には防衛装備庁に届けなければならないのです。では届けるだけでいいのか。届けた際にはプログラムオフィサー（PO）と接触して、「この内容でいいですか」というふうに相談しなければならないことは確実に、POがダメですと言えば従わねばなりません。そのような条件であると考えるのが当然です。

それから、「実施後の公開に手続き」の部分では、「成果について外部への公開は可能です」と変えてあります。「原則」と「可能」はどう違うのでしょうか。「可能です」というのは、まさに不可能な場合があり得るということが前提にありますから。それからやはりこの部分に、「研究期間中の場合は事前に通知していただく必要があります」、あるいは「公表を希望する場合にはPOと相談の上、発表の前に成果公表届けを提出してください」と書かれており、成果の公表に対して一々POに相談しなければならないなりません。いかにも曖昧で、しかし十分留意すべき書き方がされているのです。よくよく考えてみれば、軍装備の開発について公開になっている国なんてどこにもありません。そんなことあり得ないことです。だから、非常に

曖昧に書いておき、研究者がすぐに乗って来るような文章にしているのです。

（採択後の契約書の公開）

採択された研究者と防衛装備庁との間で取り交わされる文章が二つあり、一つは「委託契約事務処理要領」、もう一つは「委託契約書」です。「事務処理要領」には「研究成果発表」の項があって、「甲（防衛装備庁）及び乙（研究者）の間で、発表しようとする場合に他の当事者の書面による承諾が必要」とあります。「書面による承諾」です、紙に書いてオッケーが出ないとダメということです。それから「委託契約書」では、研究の成果について「外部に公開又は発表することが出来る、ただし、その内容についてあらかじめ甲（防衛装備庁）に確認するものとする」とあります。防衛装備庁が「はい、これでよろしい」と言わなければ発表できないことになっているのです。これはまさに防衛装備庁による検閲制度ではないでしょうか。あるいは、防衛装備庁が介入し干渉し、これはダメ、これはオッケーというふうに、決めていくことが出来るというものになっていることが明らかです。

これは採択された人に対する書類だから、そのまま認めてしまうでしょう。既に研究資金を3000万円与えられる状況では、こんなものであってもつい飲み込んでしまう。ということで、実際問題は秘匿研究、秘密になるということとはほとんど明らかなのです。この様に書類は少しでも丁寧に読むとすぐに判るものなのに、研究者達は判らない振りをしています。公開は自由であるという風に意識的に「誤解」するのです。判っているのに。

（2016年の応募数が激減したこと）

しかし、2016年に非常に（応募の）数が減ったことは事実です。2年目になって非常に応募数が減ったのですが、いろいろ理由が考えられます。一つは、メディアがそれなりに報道するようになったことです。NHKの「クローズアップ現代」でも9月（2016年）の末に放映しました。頼りない、あまりたいした番組ではなかったのですが、少なくとも番組として取り上げるという状況にはなったのです。いま、特に東京新聞と毎日新聞は非常に明確に書いています。朝日

は細々と曖昧模糊とした書き方をしています。朝日の記者3人ぐらいがインタビューに来ましたが、企画記事でもほとんど軍学共同推進側の意見を取り上げています。

しかし、大新聞のローカル版や地方紙などできちんと取り上げられることもあって、市民の方々も知るようになりました。「あの学校のあの先生が軍事研究やっているひどいね」と言う風になり、強い圧力になっているのです。例えば東京電機大学では、報道された内容を読んだ父兄が大学に抗議をしました。「うちの息子をそんな大学にやった覚えはない」と。或はそのような報道によって、受験者が減ることを大学は心配します。汚い金であることはかれら（大学と研究者のこと）も知っているのです。だから、採択されたことを大学の広報で宣伝するかというと、絶対しません。市民の反発を恐れて、おおっぴらには出来ないのです。しかし金は欲しいという状況にあるのです。さらに、戦争法反対運動が広がったということも、応募数の減少に大きく影響していると思っています。

（大学の規範など）

重要なことは、大学が機関として毅然とした姿勢を示すことです。新潟大学が典型的で、大学の行動規範に新たに「軍事に寄与することを目的とする研究」という項目を加えて、「軍事に寄与することを目的とする研究は行わない」ことを明確に打ち出しました（2015年10月）。大学として、平和宣言とか倫理規範できちんとした態度を打ち出すということの大事さを語っています。つい最近の2016年12月に関西大学が「学内研究者の（安全保障技術研究推進制度への）応募を認めない。他大学の申請の共同研究者に名を連ねない。軍事を所管する国内外の機関の研究や民間企業の軍事目的の研究にも協力しない」という画期的な倫理規定を定めました。

その他いろんな大学がそれぞれに学長宣言とか、理事会声明とか、ガイドラインとかを出しています。関西では、京大と立命、龍谷が規範として打ち出していて、学長交渉等で確認、あるいは確認しようとしています。東大は東大らしいやり方で（応募を）出さないようにしています。東大憲章で「世界の公共性に奉仕する大学」「世界の知識の発展のために尽くす大学」としており、そんな大学で、この制度に応募できる人間は日本国籍に限られるようになっており（軍事

目的である以上日本人でなければならないというわけです)、そのような日本国籍に限られるような募集については応募できないという理由で、応募しないことにしています。東大らしいまい対応と言えるでしょう。明確に政府と喧嘩せず、軍事を目的とする研究はしないとは言わずに、応募はしないと言っているのです。

(2017年の概算要求)

2017年度の概算要求に関しては、なんと110億円の要求が財務省に出されています(そして、政府予算案で丸々110億円が認められた)。説明では、従来の公募研究は3億円で始まり、6億円になり、3年目は8億円とし、残る100億円は数億円から数十億円の規模で5カ年計画で行うということのようです。私の予想では、研究者を指名=ピックアップして、そこにお金を配るというやり方になると思われます。例えば北大の人(今年当たった人)は、すでに防衛省から「お前さん上げますよ」と言われていたらしいのです。組合の人がそれを聞き出しており、はじめから判っていたと本人が言っていたとのようです。という風に、ある程度目安を付けて防衛省は金を出しているという側面もあると思われます。

要するに、大口の本格的な軍事開発の研究のための資金ということで、3億円どころか10億円~30億円のオーダーで出すことになるでしょう。実は、これは自民党が5月に国防部会で軍事研究推進に100億円に増額を提起しており、それを6月に内閣に申し入れをしていました。これに対し、安倍首相は「しっかり頑張ってください」と答えています。自民党、安倍首相、防衛省のなれ合いです。財務省はほとんど腰の引けたままであり、100億円は出さないにしても10億円程度を政府は出すことになるのではないかと思います(自民党の国防部会長の犬塚拓が8月の内閣改造で財務省の副大臣となり、そのまま財務省は110億円の要求を通してしまったというのが真相らしい)。

日本学術会議の動き

(過去の動き)

大切なことは、札束で日本学術会議を切り崩そうとする動きがあるということです。この点で学術会議の言動を振り返ってみましょ

う。かつての（かつてのとは寂しい言い方ですが）日本学術会議は1949年に創立されました。戦前の組織が国や軍に奉仕するばかりであったことから、一旦つぶし新たに創設し直されたのです。そのとき、「わが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである」という宣言が決議されました。これを決議するにあたって、実はいろんな議論があったようです。戦争について反省するというのを、さらにはもっと長い時間のスケールで、日本の科学が明治維新以来富国強兵のためであったこと、戦争中は軍事動員され戦争のための科学であったこと、それを反省することを明確に打ち出そうとしたのです。しかし、頑強に反対する人達がありました。その理由は現在と通ずるかもしれませんが、「国家が決めたことに対して、それに従うのが当然ではないか、科学者であろうとなかろうと国家が決めたことに従うのは当然である、だから反省する必要はない」と言うものでした。医学者が強く反対したので残ったのが決議の文章になっていて、残っただけでもましという状態でした。羽仁五郎がこれを残すのに尽力したそうです。

この反省にたって、1950年に「戦争を目的とする科学の研究には今後絶対に従わない決意」を表明しました。戦争には協力しないことを明確に打ち出したのです。また、1967年にも「戦争目的のための科学研究を絶対行わない声明」を2度目の決議として出しました。実はその前年に、米軍からの資金が大学等に導入されていて、特に日本物理学会の半導体国際会議が米軍からの資金で運営されていたということが暴露され、日本学術会議や国会でいろいろ議論されたのです。当時の日本学術会議の会長が朝永振一郎さんで、日本物理学会も決議で軍事にかかわるいかなる研究機関とも結びつきを持たないことを明確に打ち出しました。このとき日本学術会議として戦争には協力しないということを明確に打ち出したということは、非常に重要なことでした。

（現在の状態）

しかしながら、現在の日本学術会議は戦争に協力したことを反省することに対して、いろいろ反対意見が出るようになっていきます。

特に大西会長が率先して、専守防衛が国是になり国民も防衛のための軍備を望んでいる、科学者がこれに寄与するのは当然である、だから防衛のための軍事研究は許容される、ということをいろんなところでしゃべりまくっている状態です。新聞への寄稿もして、毎日新聞（記事を示して）によれば、個別自衛権の範囲であれば研究者規範に逸脱していないということを述べています。ごく最近 11 月末の日経新聞には広いスペースをもらって、自衛のための軍事研究は許されるということを打ち出しています。だから軍学共同を容認するというものです。

このような会長の言動に対し、日本学術会議の会員から非常に強いクレームが出て、2016年の5月に「安全保障と科学に関する検討委員会」が発足して、それ以来6回の会議を行ってきました。検討委員会が審議する5つの項目のうち、50年と67年の決議以降の情勢変化をどう捕らえるかという項目があります。戦争に協力しないと2回の決議した時代と現代は時代が変わったのだから、態度も変わってもよいというわけです。しかし学術の原点は、時代がどう変わろうと、学術を行うものは世界の平和と人間の幸福に貢献するという原点を守るべきで、その原点は時代とともに変えるようなものであってはいけません。この状況変化をどのように考えるか、ここに重要な論点があります。

2番目の項目は「軍事利用と民生利用、及びデュアルユース問題」となっていて、およびの意味がわかりませんが、大西会長はデュアルユースの問題とは防衛目的か攻撃目的かの区別だと考えているようです。だから防衛目的だったらかまわない、攻撃目的でなければよろしいと言っているのです。軍事利用と民生利用というのが普通のデュアルユース問題なのですが、大西会長はデュアルユース問題は別のものとしています。あと、3. 学術の公開性の問題、4. 学術への影響の問題、5. これは受け入れるかどうかの判断は個々の科学者にゆだねられるか機関等に委ねるか、ということが議論になります。まだ結論は出されていません。

(11月18日の委員会討議)

11月18日に第6回の検討委員会があつて、防衛装備庁の役人が2人推進派として参加し、反対派として私が参考意見を述べました。

おのおの1時間交替で説明と質疑を行ったのです。詳しく言う時間がありませんが、私が疑問を出して彼らが明確に答えたことの一つは、学会発表など公的な発表を行う場合には事前の承諾が必要ということをも明言したことです。あの文章を読めば誰でもそう思うが、これを明言したのです。それなら公的な発表ではない教室での発表についてはどうかと聞くと、それは私的な会合だから事前の承諾はいらないと言いました。これは使うべきだと思います。防衛省の技術研究に参加している人に教室内発表をさせるべきです。もう一つ重要なのは、学生、院生、留学生の研究参加についてで、3年に渡る研究ですから学生・院生・留学生を使わないと研究が出来ません。その人達の発表についても、準ずる扱いになるという回答がありました。事前の承諾が必要だということ、学生・院生・留学生が学会で発表する際も承諾が必要になるということになります。それらの人達が研究に関与して来ることを装備庁の人達は思ってもいなかったようで、質問にはおどろいた様子を見せていました。ドクター論文の公聴会は公的な発表に当たりますから、事前の承諾が必要で自由な発表はできないことになります。

むろん、この問題は現在の産学共同にも共通する側面があります。産学共同では論文発表より1年前に仮特許の申請が行われていますね。iPS細胞もそうで、先に特許を取ってから論文を発表しています。そんなふうに研究発表はドンドン遅らされているという状況が現実にあります。それからさらに付け加えるなら、最近のドクター論文の発表では、まだ完全に特許がとれていないので、論文を黒塗りする部分が出てきています。「これを出すと特許に影響するから公開しない」ということになっているのです。ドクター論文は国会に3部提出することになっていて、これは公的発表に当たります。ドクター論文は出せるが真実を書けないものが出てくるということになっています。これでいいのかという問題があります。だから、産学共同の場合の研究発表の問題は非常に深刻に考える必要があると思っています。

しかしながら、産学共同と軍学共同の決定的な違いは、産学共同は特許を取るとむしろオープンになる、オープンにしなければ売れませんからオープンにすることが目標になります。軍学共同には特許は関係ありません、というよりむしろ特許を取らないのが当たり

前です。特許を取ると公知の技術になってしまうから、軍事装備には使えないことになりかねません。だから軍学共同の場合は特許を取らないのが普通です。従って、技術のノウハウは永遠に秘密のままになってしまう。ここが産学共同と軍学共同の決定的に違うところだということ再度押さえておく必要があるでしょう。

とはいえ、産学共同は今非常に危ない状況にもなっています。一週間ほど前に、阪大で全然届け出をしないで産業界からお金を取っていたという報道があったばかりで、まさにそんな事件が起こりうる状況になっているということです。産学共同なら何でも良いという状態で、大学内に厳格な統一基準というものが全然考えられていないのではないのでしょうか。やっぱり、大学において政府や財界や軍に対して、成果の発表条件などを明確に書いた統一基準を作るべきではないかと思っています。

もう一つ、防衛装備庁は軍学共同に対して特定秘密保護法は適用されないと言っていますが、これは口先だけの約束に過ぎないでしょう。もし、それが確かなら文章で明示すべきである、特定秘密保護法の適用範囲外であることを明確に書くべきだと私は言いました。それに対し、彼らは検討しますと答えたのですが、多分、検討だけして何もやらないのだと思います。特定秘密保護法は伝家の宝刀で、そう簡単にあきらめるとは思えません。ただ、適用されないとはっきり言ったのであるから、今後ずっと追求していく手がかりになったということになります。

（日本学術会議の声明が覆ったら）

日本学術会議が、もし先ほどの戦争に協力しないという決議が覆ったり、緩い条件を付けて軍学共同を容認したりすると、どうなるのでしょうか。日本物理学会が1967年に戦争に関する研究はやらない、軍事機関とは一切手を結ばないことを決議したのですが、1995年にその決議を改め「明白な軍事研究以外は許される」としました。

「明白な軍事研究」というのは核兵器の開発のようなものでしょうか。明白な軍事研究について一切注釈はなく解釈はなんとでも出来るのですが、一応核開発のようなもの以外はよろしい、明白な軍事研究以外なら軍とつながってもいいと、改変しました。これは自衛のための研究ならよいというものと同様のもので、そのまものものと言え

るでしょう。もしも日本学術会議がそういう抜け道を使ってしまうと、いっきに拡大することは容易に予測できます。

もしそうなるとどうなるか、日本の科学そのものがおかしくなることは明らかですが、お金のために軍事研究をするのか、時代とともに意見がコロコロ変わるのか、科学者は政府や財界や軍に見くびられるということになるでしょう。何よりも科学の市民権の劣化、すなわち市民の学者に対する信頼感が失われます、やはり戦争に協力する科学者達という風になれば、市民の科学あるいは技術に対する信頼や信用という基礎的な部分が掘り崩されるということになります。科学者達は信用できないということになりかねません。これは日本の学問、学術の危機的な状況を招くことになると思います。

（研究者の言い訳）

しかし、研究者側はいろいろな言い訳をしています。汚い金であることはみんな知っていて、後ろめたい気分は否めません。だから言い訳することになります。言い訳の3つの理由とは、デュアルユースである、研究費のためである、防衛のためである、と思われます。順に述べていきましょう。

（デュアルユース論）

デュアルユースというのは、先に述べたように軍民両用技術、すなわち民生研究と軍事研究との二重性、さらには防衛目的と攻撃目的のデュアルもあるかもしれませんが、研究の現場では直接には二つの区別はつきません。ナイフ一つを作るとき、人を殺すためかリングの皮を剥くためかはわからないからです。そこで、研究者達は区別がつかないということを利用して、自分は作る人である、使うのは軍であり政府である、だから責任はないんだという言い訳をするのです。

軍事目的と民生目的とか、軍用の研究と民事の研究とか、区別がつかないから問題にしないでいいんだという論理なんです、区別はつくんです。区別がつかないのは三つの点です。資金源と文脈（目的）と公開性の3点ということです。まず、どこからカネが出ているか。学術機関なのか軍なのか、ということですね。これが一番明白なんです、物理学会では「資金源は問題にならない」と注釈してある

わけです。それは、資金源は軍であっても攻撃目的でなければよろしい、ということを強調するためですね。ですから、文脈つまり目的が民生研究であるか防衛装備の開発研究であるか、という第二の指標によって判断するのです。それから第三点目として、公開の完全な自由があるのか、非公開の可能性があるのかが目印になります。要するに資金源、目的、公開性、この三つの点で判断すれば明らかに民生利用、軍事利用の区別つくではないかということなんですね。3つともシロであれば民生研究、1つでもクロがあると軍事研究だというわけです。

（問題にしているのはスピノンである）

ここできちんと押さえておく必要があるのは、防衛省が考えているのは「スピノン」といわれている「民生利用している（あるいは想定している）ものを軍事利用に活用する」ということです。つまり民生利用しようとしているのに、カネの力で軍事研究に横取りしようとするもの、そう私は言っているわけですが。というのは、もともと大学や研究機関の研究者たちは民生利用のために開発研究をしているわけですよ。それが出発点です。そこに防衛省が介入してカネを出し、軍事利用させてくれというわけです。そのために研究内容を秘密にしましょうというわけです。そうすると、それまで可能であった（進めていた）いろいろな民生利用の可能性がむしろ潰され、軍事利用に特化されてしまうことになります。だからこれデュアルではないわけです。民生・軍事で二倍に使えるなんていうのではなくて、軍事利用にほとんど特化してしまっただけで、もともと民生利用には使えなくなる、というべきです。だからデュアルユースが軍民両用の、両面使えるからいいんだという論理はおかしいというわけですね。

（研究費のため）

それから二番目の研究費のたが言い訳にあり、これが一番深刻でなかなか説得し難いのです。現在国立大学への運営交付金、あるいは私立大学も国からの私学援助が減っていますから、大学の研究者は研究費不足で悩んでいるわけですね。とくに、「選択と集中」政策という日本の科学技術政策のためです。科学技術基本計画に 1996

年に書かれて以来ずっと続いていて、要するに選択した分野にはお金を集中するけれども、それ以外の分野にはお金を出さない、出しても雀の涙しか出さない政策です。これによって日本の科学技術が実用研究、経済論理にどんどん流されていったというのはみなさんご存知だと思います。ITとかバイオとかナノテクノロジーとか、そういう実用分野にどんどんお金が出て（iPSもそうですけど）、基礎的な分野にはほとんどお金が出なくなったわけですね。どの分野にも満遍なく研究資金を支給するのをバラマキだと言って、研究費を絞ったわけです。

しかし、まさに大隅さんがおっしゃったように、バラマキの基礎研究にこそきちんとお金を出すことが次の時代の本当に重要な研究を生み出すのではないか、と思うわけです。ところが、いまの政府や財界筋にはそんな発想はないわけです。その結果として、普通の経常研究費はもうなくなってしまいましたから、競争的資金に応募しないと研究費が出なくなりましたね。なんと新潟大学で調査したら、一番少ないところで27,000円、一年間の研究費ですよ。一番多いところで30万円です。一番多いところでもそれだけなのです。そんな状況のため、私費つまり自分のお金を大学に寄付して、そのお金で研究をするというところまで追い詰められているのです。そういう状況になるとね、たとえ軍事研究でもお金が出るんだから研究が続けられる、ということで手を出そうという人たちが出てきます。私はそれを「研究者版経済的徴兵制」と呼んでいます。いろいろな大学にしゃべりに行ってはいますが、「実際カネがなくてね、もうどうしようもないですよ」とおっしゃるわけですよ。「池内さんはもう名誉教授なんだからいいけども、われわれ現場にいる人間はもうほんとに困りますよ」と言われると非常につらいですね。

しかしね、それで研究ができたとして本当に充実した研究者人生になるのかということをはっきりと考えてほしいですね。要するに秘密研究に誘われて、それから防衛省のフォローアップ事業にずっと参加しなければならないと書かれています。ということはずっと、契約期間が終わっても防衛省との関係は途切れないのです。そのような状況ですから、生涯防衛省と行った研究内容はしゃべれません。そんな研究者として、自分の研究が自由に語れない研究者として、さびしいものはないでしょうね。学会の会合なんかに行ってもね、

一人外れて、下手にしゃべると秘密保護法で機密漏えい罪になりかねないわけですから、しゃべれないですね。

あるいは、いったん研究費を得てもね、どんどん秘密研究に今度は追い込まれていくでしょうね。私は「同調心理」だと言っているのですが、ある軍事装備品を作るとね、より「良いもの」、つまりより技術的に上回るもの、効率的に攻撃するものにどんどん特化していくことになるでしょう。そういう研究の頭になっていくわけですね。ある立場になると、どんどんその立場を熱心にやるようになるわけでしょう。そういう心理状態になるということです。私は、それは本当にむなし生き方ではないのかと思います。

そんなことに追い込まれるより、もうしょうがないから研究分野を変えるとか、お金がかからないやり方を模索するとかを考える方が健全ではないでしょうか。今はとにかく機械を買い込んでデータを出してという研究になっていますが、それで本当にいいのかということまで反省したうえで、自分の研究を見直すということも必要なのではないのかなと思います。このようにしか言いようがないんですが……。現実として、文科省が研究者を軍事研究に追いやっているという状況が生まれていると言えるでしょう。そして、これは文科省のある意味での方針なのかもしれないんですね。大学を国際級、国内級、地域育成っていう三つに種別化したでしょう。国際級だけにお金を集中的に投じて、あとはもう軍からのカネで、っていうふうに考えているのかもしれないかもしれません。私たちは文科省と共闘して財務省に対して、高等教育にもっとお金を出せと要求する運動は絶対必要です。しかし、本当に共闘できるのかなと、いまちょっと疑問をもっているんですよ。これはあんまり良くないかもしれませんけど。

（自衛のため）

三つ目の言い訳は、自衛のためなら軍学共同は許されるというものです。自衛の問題については、いろいろな意見があって単純に切り分けられないのですが、日経新聞に大西さんが書いたものでは「戸締り」論を使うんですね。「家は全部戸締りし錠前をかけるでしょう。それは泥棒が入ってきたらいかんからですよ。それと国家も同じで、敵が入ってきたときにそれを排撃しないとだめで、そのために

は軍備が必要なんですよ」という論理です。その論を認めるとしても、自衛にもいろいろあって単に家に鍵をかけるから、アメリカのように銃を常備して怪しげな人間は銃撃する自衛もあり、敵が攻撃してくる前に叩いておくという自衛もあります。全ての侵略戦争は自衛の為に始まったことを忘れてはいけません。

また、防御と攻撃はセットであり、防御が攻撃を凌駕すると必ず攻撃力を強め、攻撃力が勝るようになると防御力を強めるというふうにしてエスカレートしていくものです。矛（ほこ）と盾（たて）の関係と同じで、より強い矛ができるとより強い盾が必要になり、より強い盾ができるとより強い盾が作られるという鼯ごっこなのです。自衛の論理には、どこで止めるべきかという制限がなく、最終的には核兵器の保有になってしまうのです。2016年の4月1日の閣議決定で、「現在の憲法の範囲内では核兵器は保有・使用することは許容されている」と確認しました。自衛という言葉を使えば核兵器は保有できることになってしまうのです。そうしないのは「非核3原則」があるからというわけですが、これは政策判断であり、閣議決定でいくらかでも変更できるのです。自衛の論理を突き詰めていくとそこまで行くことをちゃんと考える必要があります。これは非常に危険なことではないでしょうか。

最後に

防衛省の金が大学に自由に入ってくるようになると、いくつかの問題が生じるであろうことが予想されます。まず、秘密研究が学内で行われ、その研究室には学長と雖も立ち入れなくなります。大学内に治外法権の場ができ、大学の自治が脅かされることになるでしょう。また、研究の自由な交流が出来なくなり、学問の自由が阻害されます。秘密保護法の下で真実を語らない教員から教育を受ける学生は不幸であるばかりでなく、大学として教育に責任が持たなくなります。学生たちは教授の命令だからという事で軍事研究に従事し、軍のための研究が当たり前と思うようになります。第2次大戦のとき軍事研究に駆り出された方が述懐していますが、軍事研究という事を知らずに教授の命令に従っているのみだった、何と危ないことをしていたのだろう、と。そんな学生を輩出していくことになるのです。公共財としての大学の任務放棄になってしまうでしょう。

当然、市民からの信頼を得ることは不可能になるでしょう。そんな大学になっていいのでしょうか。

今必要なことは、大学で軍学共同反対の連絡会を作り、市民と一緒に反対の動きを作ることです。日本学術会議がきちんとした立場を示すことはむろん必要ですが、日本学術会議の足場である大学が毅然とした態度を示すことが必須です。京都大学の山際総長は日本学術会議が毅然とした態度を示さなければダメと言っています。曖昧なままでは各大学も後ろ盾がなく、強い態度に出られないためです。また、決めるのは個人か機関かと山極さんから聞かれましたが、私は当然機関だと答えました。個人に任せるといろいろな意見の人がいて、結局誰も責任をとらなくなります。機関（大学）で決めておくと、個人が倫理規範を破ったとしても、それで良いのかと議論できることになります。

私たちは「軍学共同反対連絡会」を組織して反対運動をしています。ここに集まられた方々と一緒に頑張っていきたいと思っています。（講演終わり）

II. 近畿の3大学からの報告

(1) 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授 木戸衛一さん

防衛省の安全保障技術研究推進制度が2015年度から始まったことを受けて、「軍学共同問題」が注目されているが、それは主として理系の話である。ここでは、文系で以前から進行している「軍学共同」の問題を取り上げたい。

2002年11月12日の『朝日新聞』（大阪本社版）で、大阪大学大学院国際公共政策研究科と神戸大学で、「自衛隊と大学が共同で周辺有事への対処をシミュレーション演習」が報道された（配布資料）。阪大の場合、まともな議論もなく、ずるずる「軍事シミュレーション研究」がおこなわれている、指導教員が司令官役、院生たちが将校役のようなもので、戦時状況を判断し、最後に派兵の決定を下す。隣に座っていた自衛官が、「私とその軍事行動に行くんですよ」と苦笑してしまうような感覚でやっている。2001年に始まった阪大・国際公共の軍学共同は着実に発展し、これに着手した教員は、この8月までの2年間副学長を務めた。阪大の中之島センターを会場に、「平和・安全保障研究所」（理事長・西原正元防衛大学校校長）との共催で、「関西安全保障セミナー」なる催しも積み重ねられている。昨年は、衆議院公聴会で安保法案賛成の発言をし、教職員・学生から強い批判を浴びて学長に再選されなかった同志社大学教授が基調講演をし、その後のパネル発表には、元阪大・国際公共教員で、日本の極右団体関係者に監視カメラ映像を流したとして在沖米海兵隊政務外交部次長を解任された人物が名を連ね、副学長が閉会の挨拶をするというプログラムであった。

同じ有事講座を企画した神戸大学では、学内でいろいろ批判が起こったため、この教員は転出を余儀なくされた。その後、広島市立大学広島平和研究所の所長に就任した彼の下で、博士号を持つ2人の女性の若手研究者（講師）が、不当な理由で研究所を雇止めにした（『週刊金曜日』2016年5月27日、1089号、配布資料）。一人は国際文化、復興史で広島・長崎の被爆者の体験を分析。他の一人は国際的な核・原子力組織の関係や内部被爆の問題を歴史学の観点から研究していた。広島平和研究所は、研究業績が著しく不十分とか、論文中に自著と同じような内容が含まれていた等、実質的に意味の

ない理由で、その人たちの研究者生命を断つようなことをあえて行ったわけである。

陸軍省のパンフレット『国防の本義と其強化の提唱』（1934年）に代表されるように、戦前は「国防」を唱えれば何でもありだったが、今は「安全保障」と言えば、何でも通用すると思われているフシがある。安倍政権の「積極的平和主義」も同根で、「平和研究所」という看板が明らかに偽りの組織もある。

そこで想起されるのは、家永三郎『戦争責任』（岩波書店、1985年）の「はしがき」である。その中で家永さんは、あまりにも佞儒（権力にへつらう）の学者が多い日本で、腐儒（自分の専門分野だけに没入する）になることは一つのレジスタンスであった。自分は太平洋戦争の間、腐儒となることで佞儒となることを免れたが、今では「不作為の犯罪人」としての自責の念を抱いていると書いている。広島平和研究所に去年3月まで在籍した田中利幸さんは、家永さんの議論を発展させて、学問研究の自由、思想の自由に対する権力の圧力にあくまでも抵抗する「抗儒」の必要性を述べている。

(2) 京都大学経済学研究科教授 西牟田祐二さん

京都大学では記憶に新しい所で、2014年に総長選挙廃止の問題があったが、それは阻止されて新しい山際総長ができた。そうした中で2015年すなわち1年くらい前から軍学共同の問題が出て来た。

2015年9月組合役員が総長と会見した時に、組合側が昭和42年（1967年6月6日）の評議会議事録を示して、軍学共同の問題が出始めているがどうかと聞いた。議事録報告事項の2番目に『軍からの研究費援助の受け入れについて』の項目があり、（当時の奥田）「総長から、5月27日の部局長会議において『軍からの研究費の援助を受けることはその研究成果が戦争に利用される危険があるので好ましくない』という申し合わせを行った旨報告があり、一同了承」とある。これはまず部局長会議で議論され、大学の意思決定機関の評議会に報告されて議論された。組合は「これがある以上、部局長会議及び教育研究評議会でもう一度話が無い限り、京都大学としての方針の変更はないですよ」と念押しした。これに対して山極さんは、もともと民主主義は重要だという考えの方でもあり、「重要な問

題だ」と言われた。同席していた文科省役人出身の総務担当理事でさえ、「これは防衛省からの資金ですからね」と発言、(組合としては)「文科省の科研費とは違うし、防衛省からの資金ははっきりそういう性格のものだと考えた方が良い」と伝えた。

2016年になって問題が大きくなり、日本学術会議の大西新会長が勝手に総会で自分の意見を言ったことが新聞に報道されて、日本学術会議の方向ではないかと受け止められた。学術会議の前の会長は、東大副学長で東大憲章を作った広渡さん。会長が変わった瞬間に、新会長は「自分は自衛のためのものは良いのではという考えを持っている」と述べ、学術会議で大きな議論になって、安全保障技術研究推進制度に関する委員会が本年6月から毎月行われている。その議事録は極めて詳細なもので大変参考になる。そこに山極京大総長も出て、意見書を出して論点を張っていただいているが、プレッシャーは大きいものがある。

京大では1967年の評議会議事録を受けて、今年(2016年)4月、部局長会議及び教育研究評議会ですべてこれを再確認している。今の段階では1967年の立場に立っていると確認していることを念押ししている。ただしそれについて経済学研究科で報告があった時に、研究科長から、「例えば経営学のOR(オペレーションリサーチ)を否定することになるのではないかと(そんなのはおかしいとの趣旨)」というような紹介のされ方があり、受け止め方はさまざまである。

京大では「安全保障関連法に反対する学者の会」が、5月29日軍学共同に反対するシンポジウムを行った。池内先生とNGO武器輸出反対ネットワークの方に話してもらって、重要なことがいっぱい報告された。その中には防衛装備庁とイスラエルとの(無人飛行機)ドローンの共同開発が進行中という報告もあった。

本年9月に再度組合役員と総長会見があった時、総長から「現在学術会議で審議されている中で一番重要なポイントになっているのが研究の自由の問題である。研究の自由に対応するかが一番のポイントだと自分は考えている。これまで大学も大学人も研究の自由(学問の自由)という事を言ってきた。改めて研究の自由という問題が出された場合にどのように対応するかがポイントではないか」という発言があった。

先日一週間前にも京大農学部で軍学共同に反対するシンポジウム

が行われたが、参加する大学人は少ない、これをどのように考えたらよいか？ 一つは教員に関しては自分の専門を狭く考えすぎているのではないか。例えば憲法の問題は憲法学者だけの問題ではないというのは明らか。軍学共同問題については教員もそれぞれの立場から考えて発言できるはずなのに自分の専門ではないと考えて参加しない。また現在の大学の人間の行動パターンとして資金がどちらに流れているかを見てそれに応じて自分も動こうとする傾向が強い。特に 40 代教員。30 代は任期制が多くなって発言すらできない。50 代以上は大学の状況が変わり過ぎてなかなか発言しない。あるいは研究科長や評議員など幹部になっていて発言しない。こういうことをどのように考えたら良いか？

たとえば今大学内では SGU（スーパーグローバル大学創成支援）に予算がつき、他方これまでの基礎的予算はどんどん減らされている。SGU とは授業は英語でやる、教員は外国人を採用するなど。SGU の方に金が出る分、従来の方向には流れてこない、そして定員が削減されている。資金的に状況が非常に苦しくなっている中で、防衛省防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が出て来た。研究者にとって非常に大きな畏である事は間違いない。

(3) 滋賀県立大学人間文化学部准教授 河かおるさん

滋賀県立大学でも昨年の戦争法に反対する有志の会ができたが、有志の会を中心に軍学共同反対の取り組みを行っている。その取り組みを中心にお話する。

2015 年度は防衛省の募集の初年度だったが、学内で応募について問い合わせがあり、2015 年 5 月の教育研究評議会で応募の是非が一度議論され、多くの意見が出た。それを受けて翌 6 月の教育研究評議会で、理事長が現時点での応募は適切でないとの判断を示し、申請を見送り、科学研究のあり方や実施上のガイドラインを整備することになった。何の議論もなく、他の公募型研究費と同様の扱いで学内に掲示して応募を促している大学も多いなかで、このように協議した上で見送る判断をし、制度整備をするという進め方は評価できる。

研究戦略委員会がそうした制度整備を議論する場であるとされ、

同委員会を経て、2015年度末、研究に関する基本理念と行動規範等の原案が教育研究評議会に示され、さらに学内意見募集に付された。2015年夏の戦争法反対運動で、「平和安全法制」（戦争法）に反対する滋賀県立大学有志の会ができていたので、「有志の会」が中心になり意見提出を呼びかけた。同年秋には、新潟大学が「新潟大学の科学者行動規範」を改訂し、「軍事への寄与を目的とする研究は行わない」ことを明記し、「安全保障技術研究推進制度」への応募もしないと決めたことを知っていたので、新潟大学の後に続くようにする必要があると考えた。示された基本理念の原案にも「人類の平和を脅かす」ような研究はしない旨の文言があったが、より明確になるよう、新潟大学の例を出し、同じような文言を入れるように求めた。

その結果、「人類の平和を脅かす...」の前に、「戦争や軍事への寄与を目的とするなどの」という文言が追加されることになった。意見提出という行動を起こした甲斐があったわけである（注1）。

ところが、基本理念と行動規範への学内提出意見への上記のような対応方針を審議した2016年3月下旬の研究戦略委員会で、突然、「公募研究等への応募における可否判断基準（案）」が追加で示され、そのまま新年度2016年4月の教育研究評議会に上がってきた。これは、応募において可否判断を必要とする研究として、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」のみが別表に示されているというものだった。新潟大学と同様の文言で研究の基本理念を定めたなら、当然、「安全保障技術研究推進制度」へは応募不可という意志決定になると考えていたが、「可否」を判断するというのである。

可否判断の対象とするということは、「安全保障技術研究推進制度」への応募が「可」となることも有り得ると大学が判断したことになり、「戦争や軍事への寄与を目的とする...研究」は行わないとした基本理念に明らかに矛盾する。しかし、この「可否判断基準（案）」は、学内意見募集手続きを経ることもなく、2016年4月の教育研究評議会で承認されてしまった。憲法9条があっても、集団的自衛権行使がOKというのと同じことが起きたと感じた。

幸い、可否判断を行う審議機関に関してはさらに議論が必要ということで、「可否判断基準（案）」はまだ「案」のままであったので、諦めずに行動を起こすことにした。2016年5月9日に池内了先

生を講師に学習講演会を企画した。さらに5月10日の教育研究評議会に提出すべく意見書を作成し、賛同を募った。約200人の専任教員のうち、33人が連名で意見書を出した。意見書は5月の教育研究評議会で配付され、また学外から任命されている評議会委員からも、私たちの意見に同調する意見が出た。その結果、4月に一度承認された「可否判断基準（案）」は、事実上、承認が取り消され、再度議論することになった。再び、行動を起こした甲斐のある展開となった。

しかし、5月に出した意見の内容についてどのように判断したのかななどの説明が一切ないまま、7月に学内意見募集に付された新しい「可否判断基準（案）」は、依然として「安全保障技術研究推進制度」への応募余地を残す形になっており、本質において以前の案と同じ問題を孕む内容だったため、仕方なく再び何頁もの意見を書いて提出した。意見を出して数ヶ月が経つが、未だに審議が再開されていない。

一連の審議の場は、前述の通り研究戦略委員会に設定された。似たような委員会組織は大体どの大学にもあり、国立大では研究戦略本部というところが多いようだ。委員会規程をみてもわかるように、基本的には外部資金の獲得促進を主な使命としている組織だ。その委員会が、倫理的な判断で一定の公募型研究資金には応募をさせないというガイドラインを策定する組織として、そもそも適切でないという意見もずっと出している。しかし、委員会規程で審議事項を定めた条文の最後の項目「その他、研究推進、研究支援に関する事項」に該当するから適切であるとして、この委員会で審議が正当化されている。

私は、基本理念、行動規範や可否判断基準が整備された後、それに照らして審議を行う場は研究戦略委員会ではなく倫理審査委員会であるべきだと考え、意見を出している。ただし、現在の倫理審査委員会規程は、おそらくどの大学も同様だが、ヒトを対象とする医学系研究が対象で、ヘルシンキ宣言等に照らして問題がないかを審査するように設計されている。従って、規程を変えなければ、軍事研究を行わないための倫理審査は対象にできない。私は規程を変えて倫理審査委員会で扱うべきではないかと考えているが、まだ先行例を知らない。

ところで、新潟大学のように、「安全保障技術研究推進制度」に応募しないと決めた大学の多くは、大学憲章や行動規範などの解釈により、その意志決定をしていると思われる。毎日新聞の新潟版に掲載されたインタビューで、新潟大学副学長は次のように答えている。「軍事への研究は行わないと定めたが、この裏には軍事と防衛は目的が違うという意見を踏まえ、軍事などという表現は避けた」。つまり、「など」を付けないことにより、軍事と防衛は区別できるとする立場も容認したということだ。もし軍事と防衛は区別できると考える人が学長になった場合、大学憲章や行動規範はそのままでも、「安全保障技術研究推進制度」への応募を可とすることが十分に有り得ると危惧する。

実際に、滋賀県立大学でも「戦争や軍事への寄与を目的とする」研究は行わないと基本理念で宣言することと、「安全保障技術研究推進制度」への応募の余地を残すことは矛盾しないと考える立場の意見が優勢だったために、2016年4月の教育研究評議会では「可否判断基準（案）」が承認されたのだ。

また、「安全保障技術研究推進制度」だけでなく、軍需産業との共同研究・受託研究を大学が行わないようにするためにも、憲章や行動規範の解釈で意志決定しているだけでは弱い。理念を具現化し、大学における研究が軍事に結びつかないようにするための制度（ガイドラインや審議の仕組み）が整備される必要がある。そのような意味でロールモデルになる大学があれば知りたい。

最後に、本日の基調講演をされた池内了先生の『科学者と戦争』（岩波新書、2016年）の次の文章を紹介したい。

「明治以来の富国強兵策の時代とそれに続く第二次世界大戦まで、日本の科学者は国家のため、あるいは戦争のための研究を行ってきた。しかし戦後はそれを深く反省し、軍事研究を行わないことを誓った。世界では科学者が軍事研究を行うことが当たり前であることを考えれば、これは極めて異例のことといえる。科学者も日本国憲法の平和主義の精神を受け継ぎ、平和のための科学に徹しようとしてきたのである。」

どんなに世界的に「極めて異例」であっても、日本の戦前の歴史を踏まえて、科学者たちは軍事研究をしないと決めてきた。「軍学共同はどの国でもやっている。このままでは日本が取り残される」

として、軍学共同を正当化する言葉がよく聞かれるが、歴史を踏まえて、どの国も歩まなかった道を歩んだ日本の科学者が、その選択を続けるのかどうか、今、問われている。

たまたま最近読んだ本（李泳采『韓流がたえる現代韓国』梨の木社、2010年）で、韓国の盧武鉉大統領のもとで国務総理だった政治家・韓明淑氏の次の言葉が紹介されていて、目にとまった。

「憲法 9 条は、アジアの共有財産だ。憲法改正を軽々しく議論してほしくない。日本人には、アジアの人の血がどれだけ流されたうえに憲法 9 条があるのか、このことをきちんと考えてほしい。」

前述のように、軍学共同をしないという選択はグローバルスタンダードからは珍しいことかもしれないが、日本の科学者がその珍しい道を歩み続けねばならないのは、憲法 9 条を守らねばならない理由と同じだろう。「軽々しく」グローバルスタンダードに従おうなどというのではなく、どれだけの人々の犠牲の上に、憲法があり、戦後の日本の科学者の選択があったのか、いま一度確認する必要があるだろう。

（注 1）この基本理念は 2016 年 4 月の決定後も公表されておらず、シンポジウム当時も非公開だったが、2017 年 1 月 20 日に公表された。滋賀県立大学の以下の Web サイト参照。

「滋賀県立大学の研究者の研究活動における基本理念」について
(<http://www.usp.ac.jp/info/z145/>)

Ⅲ. 討論

(河野) どうもありがとうございました。残り時間が少ないので、発言したい方は3分程度でどうぞ。

(京都支部 宗川) 今日の池内先生のお話、大変参考になりました、ありがとうございます。3つ質問。①立替え払い、銀行からお金を借りるのか。大学が補填する措置をするのか。②外国人の問題。日本人でなければ代表者になれない、それは分かるんですが、共同研究者の中に外国人がいればどうすればいいのですか、排除されなきゃいけないのですか？ ③審査員の問題。北大が出来レース、審査全体が出来レースじゃないかと思うんですが。審査員のメンバーを見ていると当たったところが大体予測できる。立命館大で審査員になっているとかね。

(池内) ①立替え払い、一応大学が補償するという格好で立替え払いをしている。

(宗川) 資金はどこから？

(池内) 大学が出す。

(宗川) 担保しなきゃいけないのね。

(池内) 防衛省は「原則として」と言っているのでおそらく立替えができない大学もあることを想定している。②2番目は、外国人の場合は研究協力者としては不外国人も含め得る。ただし貿易管理制度というのがあって、紛争当事者からの留学生というややこしい条項はありますがね。それ以外の、例えば米国からの留学生は含められる。主研究者以外は含められる。③審査員、出来レースです。11/18のときに出来レースではないと私は言ったのですが、かれらは一応出来レースではないとは言った。しかしながら今年の東京理科大など関係が2件、物材機構など研究機関が2件入っているんですよ。新しい研究員が入った途端に2件とっちゃったんですよ。たった10件しか選ばない会議なので関係者は排除しろと言ったんですよ。少なくとも候補になるような場合は外れてもらおう。彼らは「タッチはしていないようにはしています」と言っている。正直わからないです。水掛け論になるんですが、初めの数年間は出来レースでやるんです。人脈作り、若手を入れていくのにも使う。出来レースというのも爪を剥く様に常に言う。

（舞鶴 高橋）参加して大変よかったです。舞鶴の造船所、自衛隊の修理の請負、そこの職員と触れることができました。水際地雷、和歌山の海岸に地雷を埋める、地雷を作った方が、防衛省の必要とするリストを見るんだそうです。装備を提供して作ったんだ、試乗も自分たちがやったんだということをおっしゃっていたので報告しておきます。昨日家内に「池内先生の話聞きに行くんだと」と言ったら「あ、さっき TV でやっていた」と、話題になっているんだなと思いました。軍学共同の震源、必然性を教えて欲しい。大学のこともよくわかりました感謝します。

（池内）平和主義の憲法 9 条が潰される、その筋と同じ。いろんな意味で憲法 9 条は潰されてきた。産業界が先頭に立ってどんどんやってきた。武器輸出もそうですよ。そうすると、のこるのは学术界。おおっぴらにはやれなかった。それをおおっぴらにやる。憲法 9 条もないも同然だ、ということが具体的に始まった。米国ではここ 50 年進んでいる。スプートニクが飛んで以来。日本はそれの真似をしようとしている。米国では一般公募と、他に各研究機関を回って目星をつけたものに資金を投じる、金をつけるから開発しろ、それが今度の（日本の）100 億円。目星をつけたものに大量に投じてやっていく。大学で開発されている新しい科学・技術を使いたいという具体的な道筋を作りたい。大学の先生は民生研究と言っているけれど、一旦足を突っ込むと打ち込める側面もあるんですよ。ホセ・オルテガ・イ・ガセトは「科学主義の野蛮性」で言っている。科学者は、専門分野はよく知っているんだけど、それを一歩外れると、まるで子供のごとく赤子のようになるんだけど、いかにも自分が全部知った様に振る舞う。金に引っ張られて、防衛のためという言い訳で、自分のテリトリーを広げていく。それと国の軍事路線がタイアップして進むようになったということが震源。日本国の軍事化路線が基本路線であると言わざるを得ない。

（滋賀 小島）池内先生は市民との協調ということで、NHK の靱井会長も市民に押されて降りる様ですけど、京大の先生や河先生が仰った様に、大学の先生は大学人としての結束がない、これが大きな問題だ、科学者会議の会則も明確に軍事研究をしてはいけないというのは書いていないので会則を変えなきゃならないかとも思うのですが、大学人の連帯に科学者会議としてはイニシアティブを取らな

きゃならないと思いますが、池内先生はどう思われますか？

（池内）無論そうですよ。各大学で軍学共同反対連絡会を作って、各大学の世論を形成して、学長が変わると倫理綱領も変わる、そういった中で大学人が押し合いをする状況を作らねばならない。まだまだ弱い。戦争法反対であれだけ広がったのだから、現場で学長と執行部と押し合いをする。こういう集会をする、学生たちも平和教育ということで参加できる様にしなきゃいけない。学生たちにはもっと教育をせねばならない。必要なんですよ。正式な科目がなかったら他の時間にしてあげないといけない。サークルでも議論するか、学内で世論を盛り上げねばならない。決定的に大事。日本科学者会議の看板で間違わないで、というのがありますが、やはり大学の現場でということです。

（河野）日本科学者会議は科学を平和のために役立てるという団体ですので、興味ある方はパンフをご覧ください。これで閉会といたします（喝采）。

IV. シンポジウム終了後に回収したアンケート結果

8名からアンケートの提出がありました。項目毎の回答を以下に示します。

本日の講演についての感想、意見などをお聞かせください

- ① とても参考になった。2015年に採択された大学などで研究費の使用状況とか発表状況などでどうなっているのだろうか。
- ② 軍学共同、産学協同、競争的資金（研究費）などについて考えると、その背景に費用対効果の重視があると思われれます。成果を追求することは大切だとは思いますが、何が「効果」なのか、組織の中で慎重に検討することが必要ではないでしょうか。
- ③ 軍学共同の問題に関して、各研究機関に政府の力が深く及んでいくことに恐怖しました。学生として、「学問の真理」を追い求める者として、深く考えていかなければならないと思いました。
- ④ 池内さんのお話は大変判りやすく面白く聴けました。中でも大学の明確な態度表明が大切であるとの話しは納得できました。また軍学共同に父兄の反応が大きいとの指摘は興味深く感じました。
- ⑤ すばらしいと思います。参加者が少ないのがっかりした。特に大学生が少ないのは。
- ⑥ 非常に勉強になりました。
- ⑦ 池内先生のお話はもちろんながら、他の3名の方による大学現場の実態を知ることが出来、日本の大学がどうなっていくのか、日本の進む方向が末恐ろしいことになると感じました。とても深い学びになり、今も考えることがいっぱいです。
- ⑧ 独法化と同時進行で文科省の予算が削られ競争的資金に偏重するとともに、防衛省からの資金提供という形で、研究が軍事や国家戦略に取り込まれていくことに対し、学問の自由や大学の自治、学問の府としての知性や科学的思考、平和と人類の未来への貢献と言う大学の本来のあるべき姿を対峙する取組みが今こそ必要と感じた。

軍学共同についての意見、国や学術会議に対する意見をお聞かせください

- ① メディアがしっかり報道すべき。学術会議での議論など報道してほしい。私は基本的に反対だが、多くの人が普通に議論が出来るよう情報共有できればよい
- ② いま思いついたのですが、自衛隊＝災害援助隊と考えている人もいます。軍事に関する研究と技術が人命救助や災害からの復興に応用できるケースもあるのではないかと考えました。「軍事」目的の研究、「戦争」目的の研究という表現は明確なのですが、その理念は何か、具体的にどこで線引きをするのかということにより突っ込んで考えたいと思いました。
- ③ 研究者自身が「哲学」を貫きなさいと言いたい。防衛省から金をもらいかつ、現在の政治情勢に鑑みれば、自身の研究が「軍事」としての価値を持つのは当然であること、もしそのことに対して、一片の悔いがあるなら絶対にやるべきでない。
- ④ 大西会長は辞めさせるべきである。と他の会員は考えないのであろうか？
- ⑤ 池内先生の意見に全面賛成。学術会議に良識を。
- ⑥ 私はある組織で任期付研究員を務めていた時に、組織的な研究不正に利用され、そのことに疑義を呈したところ、あからさまにアカハラ、パワハラを受けたことがあります。不正なデータを隠蔽するために「企業秘密」を守るという理由付けが用いられています。軍事研究を進めると、同じように合法的に不正を隠すことが非常に容易になってくると思います。
- ⑦ ドンドンすすんでいっている恐怖、戦争に対して鈍感になっている感覚が怖いです。大西会長やめてほしい。
- ⑧ 武器（装備品ならびに技術）輸出を核として新たな利益構造を作ろうとする軍事産業と共同し、国連での地位強化・列強国への仲間入りを夢見て戦争と軍事化への道を進むアベ政権は、出来レースまで仕掛けて実績化をすすめようとしている。それに迎合する学術会議の変質は許せない。軍事と防衛は別物とする詭弁、デュアルユースという言葉の2重の使用による言い訳、言葉や価値の定義をもてあそぶなど、かつて学者の国会と言われた学術会議の姿はどこへ行ったのか。価値判断の根幹に基本的人権や平和を据えること、議論や行動の規範に民主主義と公開の原則を据えること、そんな当たり前のことさえ出来なくなったのか、一から出直

せと言いたい。

あなたの大学又は周辺の大学での軍学共同の動向について教えてください

- ① 市民が大学に呼びかけることも必要と思います。
- ② 滋賀県立大の教員です。河先生が報告してくださった通りです。何が問題なのかよくわかっていない、或は何も意見がない（自分には関係ないと思っている）教員は多いです。
- ③ 教員養成系大学なので特にないように見えますが、付属幼稚園、小中学校の現場では職務内容や職員の仕事の締め付けがきつくなっている。1月に池内先生をお招きして学習会をします（連合組合主催）
- ④ 実際に資金提供を受けることになった大阪市大からの報告が聴きたかった。研究内容が直接軍事にかかわるものではないとのことのようにだが、学問の自由を守るには大学の自治の確立が重要であり、自治を裏付ける民主的な学内運営を取り戻し、学内の議論を公開し市民の意見が反映できるようにすることが、どこの大学でも必要ではないか。

軍学共同反対の今後の取り組みについて、要望や意見、提案をお聞かせください

- ① 現役理系の人のお話が聞きたい。11/18 で反対派が推進派に押されていたと香山リカさんが言っていたので心配である。
- ② 少子化時代、市民の声を大学に届ける運動が大切だと感じました。軍事研究に手を貸す大学に指定を入れたくないのは親共通的の希望ではないでしょうか。軍事共同反対連絡会に加入する市民の団体を増やしましょう。そしてその声を大きくしましょう。
- ③ 倫理の点からもっと取り組んでほしい。
- ④ 大学間での情報共有、私も河先生と同じで、どう言う形(ルール)にしておけば軍学研究が避けられるのかロールモデルが欲しいです。科研費だと「研究代表者」以外に「研究分担者」「連携研究者」などで資金提供が可能です。もし防衛省資金も同じシステムなら、機関での規制作り以外に個人の意識の向上も必要ではな

いかと思います。

- ⑤ 市民との共同を作ることが必要。その場合「軍学共同反対」ということだけで大学への支援ということを求めるのではなく、独法化以降の大学の変質、維新の教育政策や大学政策にあるような大学運営への介入や大学の自治の破壊、文系をないがしろにするいわゆる「役に立つ大学」の名による学問と研究体系の破壊、競争的資金にしか研究費確保の道がなくそれも困難な状況などなど、大学や研究者、学者、教職員の処遇も含む大学と教育の危機的状況を共有してもらい、自分の問題、自分の子ども達の問題をして考え行動してもらえるようにすることが大切。さらに、今は「軍学共同」という形で問題が判りやすくなっているが、軍事産業が力を付けてくると、軍産学による共同研究から、さらに産学の共同研究という形になり、資金の流れもみえにくくなることが考えられ、産業側から大学に還流してくる教員の採用や増加により、研究のあり方や競争的資金確保のあり方など、より複雑で不透明な状況が作られ、大学が完全に産業界（その裏にある防衛省）に従属する構造が出来てしまうことさえ懸念される。国と軍事産業の深慮遠謀を見抜き、一つ一つの事例を曖昧にせず、市民と共同したたたかいは作っていく必要がある。

講演者プロフィール

【池内 了】

1944年生れ。京都大学大学院理学研究科修了。博士（理学）。名古屋大学及び総合研究大学院大学名誉教授。専門：宇宙物理学、科学・技術・社会論。

著書：『科学者と戦争』（岩波新書、2016）ほか

【木戸 衛一】

1957年生れ。一橋大学大学院社会学研究科単位取得退学。Ph.D.（ベルリン自由大学）。

大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授。専門：ドイツ現代政治、平和研究。

著書：『変容するドイツ政治社会と左翼党』（耕文社、2015）ほか。

【西牟田祐二】

1956年生れ。京都大学大学院経済学研究科博士課程修了。現在京都大学大学院経済学研究科教授。専門：ドイツ現代史・経営史・経済史専攻

主要著書『ナチズムとドイツ自動車工業』

【河 かおる】

1971年生れ。東京大学大学院総合文化研究科単位取得満期退学。修士（学術）。

滋賀県立大学准教授。専門：朝鮮近代史。

「総力戦と朝鮮女性」（『歴史評論』612、2001年）ほか。

【シンポジウム記録作成者】 ○統括

岩永良一、小笠原京子、山本謙治、山口裕司、浦野俊夫、後藤隆雄、
左近拓男、○河野 仁

【アンケート結果まとめ】 山本謙治

2017年 2月 20日
日本科学者会議 JSA *e* マガジン編集委員会
The Japan Scientists' Association (JSA)